



鳥取県公報

平成 27 年 5 月 29 日 (金)
号外第 6 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	第11次鳥獣保護事業計画の変更 (391) (緑豊かな自然課) 2
	鳥取県イノシシ保護管理計画等の変更 (392) (〃) 2

告 示

鳥取県告示第391号

平成24年3月30日付鳥取県告示第198号（第11次鳥獣保護事業計画について）により告示した第11次鳥獣保護事業計画の変更を行ったので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第5項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、その変更後の計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、東部生活環境事務所生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成27年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第392号

平成24年3月30日付鳥取県告示第199号（鳥取県イノシシ保護管理計画等の決定について）により告示した鳥取県イノシシ保護管理計画、鳥取県ニホンジカ保護管理計画及び鳥取県ツキノワグマ保護管理計画の変更を行ったので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第8項及び第7条の2第3項において準用する同法第4条第5項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、その変更後の計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、東部生活環境事務所生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成27年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治